

立川市総合都市交通戦略協議会設置要綱

(設置)

第1条 立川市総合都市交通戦略（平成21年3月市長決定）の推進を図るため、立川市総合都市交通戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 立川市総合都市交通戦略における施策の推進に関すること。
- (2) その他都市交通に関して必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員18人以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり部交通対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 次の行政機関及び団体からの推薦のあった者 国土交通省関東地方整備局建設部都市整備課、国土交通省関東運輸局東京運輸支局、国土交通省国営昭和記念公園事務所、東京都北多摩北部建設事務所、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社、西武鉄道株式会社、多摩都市モノレール株式会社、立川バス株式会社、西武バス株式会社、京王電鉄バス株式会社、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、立川商工会議所、立川市商店街振興組合連合会、立川市自治会連合会及び社会福祉法人立川市社会福祉協議会
- (3) 警視庁立川警察署交通課長